

## <別紙 1 >

### 就労継続支援B型事業所 ジョブクルー のご案内

(令和元年5月24日より)

#### 1. 就労継続支援B型事業所概要

##### 1) 主たる事業所の名称等

事業所の名称	就労継続支援B型事業所ジョブクルー
事業所の種類	指定就労継続支援B型事業所
主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
事業所住所	江別市上江別東町44番地8
電話番号	(011) 807-0222
FAX番号	(011) 807-0223
事業所番号	0111001475
開設年月日	令和元年5月24日
管理者	伊藤 健太郎
利用定数	10名

##### 2) 従たる事業所の名称等

事業所の名称	就労継続支援B型事業所ジョブクルー
事業所の種類	指定就労継続支援B型事業所
主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
事業所住所	札幌市白石区本郷通13丁目南4-7 ムトウビル2F
電話番号	(011) 827-6009
FAX番号	(011) 863-2228
事業所番号	0111001475
開設年月日	令和元年5月24日
管理者	伊藤 健太郎
利用定数	10名

##### 3) 事業所の目的

社会福祉法人北叡会（以下「事業者」という）が行うジョブクルー（以下「事業所」という）が行う指定就労継続支援B型の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労継続支援B型の提供を確保することを目的とします。

##### 4) 事業所の理念

障がいのある方々に対して、就労の機会及び生産活動の機会を提供するとともに、施設外就労の実施、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行い、自立や社会参加を促進し、生きがいのある生活を支援します。

##### 5) 事業所の運営方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な利用者に就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。
- (2) 自らが提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (4) 前3項の他、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

## 2. 職員の配置状況（主たる職員）

当事業所では、ご利用者に対して就労継続支援B型サービスを提供する職員として、下記の職種  
の職員を配置しています。

職 種	常 勤(専従)	常 勤(兼務)	非 常 勤(専従)	非 常 勤(兼務)
管 理 者	—	1	—	—
サービス管理責任者	—	1	—	—
職 業 指 導 員	2	—	—	—
生 活 支 援 員	1	2	—	1

## 3. 営業日およびサービス提供時間

主たる事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 1) 営業日 月曜日から日曜日までとします。  
ただし年末年始は休業とします。
- 2) サービス提供時間 9：00～16：00までとします  
(提供時間については、個別での契約により変動します)
- 3) 営業時間 月曜日～日曜日 8：30から17：30までとします。

従たる事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。  
ただし年末年始は休業とします。
- 2) サービス提供時間 9：00～16：00までとします  
(提供時間については、個別での契約により変動します)
- 3) 営業時間 月曜日～金曜日 8：30から17：30までとします。

## 4. 就労継続支援B型計画の作成

当事業所では、サービス提供にあたり「就労継続支援B型計画」を作成します。「就労継続支援B型計画」には、市町村が決定したサービス支給量（受給者証に記載）と、利用者の意向や心身の状況を踏まえた、具体的なサービス内容や、実施日などを記載します。「就労継続支援B型計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、申し出によりいつでも見直すことができます。

## 5. サービスの内容

当事業所では、下記のサービス内容から「就労継続支援B型計画」に定めたサービスを提供します。

1) 就労の機会及び生産活動の機会の提供

事業者は、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事された利用者に支払います。

※1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとします。

2) 就労継続支援B型に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練

3) 施設外就労の実施

4) 前各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた求職等の支援

5) 前各号に掲げるもののほか、就労継続支援B型の利用者に必要な支援をするものとします。

6. 利用料金の支払い方法

利用料金および自己負担分の請求費用は1ヵ月毎に計算し、翌月の10日頃に請求いたしますので、当月の25日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

(1) 口座振替（北海道ワイドネットサービス）での支払い。

※振替手数料（162円/月）はご利用者様負担となりますことご了承ください。

(2) 当事業所事務窓口での現金支払い。

(3) 下記指定口座への振込み。

北海道銀行 北広島支店 普通預金 口座番号 0884370

社会福祉法人北叡会 アトリエテルス 理事長 天野 一城

※振込手数料はご利用者様負担となりますことご了承ください。

7. 苦情の受付について

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けています。

・苦情受付窓口 [担当者] 伊藤 健太郎

・受付時間 毎週 月～金曜日 8:30～17:30

8. サービスの利用に関する留意事項

1) 受給者証の提示

当事業所従事者より、内容確認及び契約支給量の記載を目的として、「受給者証」提示の求めがあった場合には、随時ご提示ください。また、住所、利用者負担額、支給量など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所従事者にお知らせください。

2) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

3) サービス実施記録の確認

事業所はサービス提供ごとに実施日時やサービス内容等を記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に誤りやご意見があればいつでもお申し出ください。

4) サービス提供の記録や情報の管理と開示

事業所は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて記録を開示します。（謄写が必要な場合は、その費用は利用者の負担となります。）

5) 嘱託医以外の医療機関への受診について

利用者、ご家族の希望により受診される場合は、ご家族送迎により受診してください。なお、来所後受診のため一旦外出し、再度来所される方法は避けて下さい。

6) 居室・設備・器具の利用について

事業所内及び併施設設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

7) 金銭・貴重品について

貴金属・多額の現金・預金通帳・カード類等は、極力持参されないようお願いいたします。但し事情のある場合に関しては、事業所でお預かり致しますのでご相談下さい。(個人管理の下での破損・紛失・盗難には責任を負いかねます。)

8) 喫煙について

事業所内および併施設設内の、決められた場所以外での喫煙はお断りいたします。

9. 禁止事項

当事業所では、利用者の方々に安心して過ごしていただくために以下の行為を禁止します。

- (1) 営利活動
- (2) 特定の政治活動及び勧誘
- (3) 宗教への勧誘。また宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (4) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (6) ペットの持ち込み
- (7) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (8) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

10. 非常災害対策

当事業所では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおり設備及び訓練等を行っております。

- (1) 防災設備     スプリンクラー、誘導灯（2カ所）、自動火災報知機
- (2) 防災訓練     年2回実施

11. 個人情報保護および利用目的

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

12. 事業者概要

1) 事業者名等

事業者名	社会福祉法人北叡会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 天野 一城
所在地	江別市ゆめみ野東町1番地5
設立年月日	平成 22年 8月 9日

2) 法人の理念

### <北叡会の意>

社会福祉法人北叡会のところは、ギリシャ哲学の中にあるノーシス「叡智」「直観的認識」という言葉にあります。即ち、調和と自己実現のための知識を指します。人間が持つ豊かな感性は、人との関りを得て知識を知恵にし、知恵が理念に触れ意志のチカラを持つことにより深い意義をたたえる「叡智」へと育まれます。社会福祉法人北叡会は、そこに働く職員の豊かな感性と、その職員たちが紡いでいく様々な出逢いを通して楽しく学びあう機会を大切にします。また、高い技術や知識はもとより叡智を結集して、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける存在であるという願いが込められております。

### 3) 法人の行動指針

- (1) 法人の理念を遵守し、法人が担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行います。
- (2) 法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。
- (3) 自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。
- (4) 利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な施設運営を展開します。
- (5) ご利用者はもちろんのこと、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- (6) 法人が自己の利益だけを追求する存在ではないことを認識し、利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。
- (7) 反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。
- (8) 地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
- (9) 難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造してゆきます。

### 4) 関連法人および事業所

#### (1) 社会福祉法人北叡会

##### ①江別市

- 江別地域複合型ライフケアセンター 夢あかり
  - 特別養護老人ホーム 夢あかり
  - 短期入所生活介護 夢あかり
  - デイサービスセンター 夢美はな
- 江別地域複合型ライフケアセンター夢つむぎ
  - 地域密着型特別養護老人ホーム 夢つむぎ
  - 日常生活支援総合事業 笑美つむぎ
- 江別地域複合型ライフケアセンター 夢結路
  - サービス付き高齢者向け住宅 シャルール夢結路
  - 障がい者向け住宅 シャルール夢結路
  - 住宅型有料老人ホーム 夢結路
  - 小規模多機能型居宅介護支援事業所 結の華
  - ヘルパーステーション 結の譚
  - 居宅介護支援事業所 結の音
- 福祉創造空間 あるての杜
  - グループホームあるて
  - グループホームひまわりの郷

認知症対応型デイサービスあるて  
デイサービスセンターあるて  
おおあさ東町デイサービス風の音色  
身体障がい者デイサービスセンターてるす  
就労継続支援A型事業所ジョブクルー  
相談支援事業所てるす  
グループホームはなきりん

## (2) 医療法人やわらぎ

### ①南幌町

- みどり野医院（外来および入院 19 床）
- 介護老人保健施設ゆう  
（入所 70 床、ショートステイ、通所リハビリテーション）
- 訪問看護ステーション マーガレット
- 居宅介護支援事業所 アザレア
- グループホーム 鶴城の郷
- グループホーム みどり野の郷
- 地域密着型デイサービスセンター みどり野
- サービス付き高齢者向け住宅 きらめきの郷
- ヘルパーステーション おひさま

### ②北広島市

- デイサービスセンター なのはな
- グループホーム 共栄の郷